

皆様に、最新の**労働災害情報**をおとどけしています！

災害発生情報 No.104

2018.12

(一社) 筑西労働基準協会

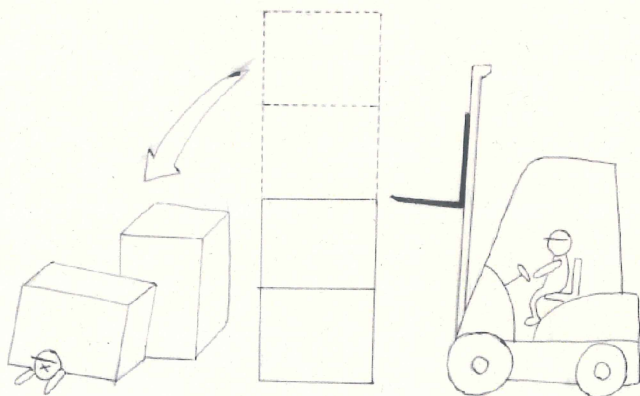
筑西労働基準監督署管内で発生した労働災害の最新情報をお届けしています。各事業場の安全衛生活動にご活用下さい。

業種	製造業	経験	16年	年齢	30歳代	男女	男
発生月	2月	発生時刻		8時40分			
発生状況	高く積み重ねた古紙をフォークリフトで移動させようとしたところ、古紙がバランスを崩して落下し、付近で別の作業を行っていた労働者の足に激突し、転倒した際に顔面を地面に打ち付けたもの。						
負傷の程度／部位	両手足、鼻の切創打撲			休業見込	15日		

～再発防止のために～

再発防止対策として、①フォークリフト等の車両系荷役運搬機械を使用して作業を行うときには、あらかじめ作業に係る場所の広さ、荷の種類や形状に応じた作業計画を定め、関係労働者に周知すること、②はい（積み重ねられた荷の集団）の積替え【はい作業】を行う際は、荷の落下により労働者に危険を及ぼす恐れのあるところに労働者の立入を禁止する表示等を行うこと、等があげられます。

フォークリフト等の荷役機械の運転者のみによって行われるはい作業については、通常「はい作業主任者」の選任は義務づけられていませんが、はいの高さが高い若しくははい作業が頻繁である事業場では、はい作業主任者を選任し、適切な作業方法の決定や指示を行わせることが望まれます。



◆日々ご安全◆

早くも年末になり、平成最後の12月を迎えました。新年を迎える忙しい時こそ、ちょっとした動作によって休業災害を発生させることのないよう、事業場におかれましては、平成30年度年末年始無災害運動期間中（2018.12/15～2019.1/15）において、特段の取組を行うようお願いいたします。また、荷主先構内でのトラック運転者による、荷役作業中のトラック荷台からの墜落・転落災害防止についてもご協力をお願いいたします。なお、当署では、トラック運転者による荷役作業中の労働災害防止のため、荷主団体と陸運事業者団体で構成された共同宣言連絡協議会を今月に開催する予定です。今回の開催内容は、これまでの取組状況を確認し、今後の実効ある取組に活かすこと及び管内荷主団体に対する荷役作業中における労働災害防止手法の実効ある周知方法等について協議する予定です。事業場におかれましては、荷主としても総合的な労働災害防止活動を推進していただき、無災害で新年をお迎え下さい。

※この記事は、筑西労働基準監督署安全衛生課のご協力により作成し、随時お届けしています。お届けしている災害情報はすべて実際に発生した事故ですが、わかりやすいように一部加工する場合がございます。